

城里町議会運営委員会会議録

日時 令和元年6月4日(火)
午後 2時00分
場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(6名)

委員長	関 誠一郎 君	副委員長	鯉 渕 秀 雄 君
	小 林 祥 宏 君		河原井 大 介 君
	片 岡 藏 之 君		藤 咲 芙美子 君

欠席委員(1名)

菌 部 一 君

地方自治法第105条の規定により出席した者(1名)

議 長 小 坏 孝 君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	大曾根 直 美
総 務 課 長	鯉 渕 和 己
財 務 課 長	山 崎 秀 樹

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
書 記	藤 田 真 紀
書 記	高 丸 哲 史

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

(1) 令和元年第2回議会定例会の運営について

- ① 議事日程（案）について (資料1)
- ② 一般質問について (資料2)
- ③ 会期日程（案）について (資料3)
- ④ 陳情の取扱いについて (資料4)

(2) その他

5 閉 会

午後 2時00分開会

開 会

○委員長（関 誠一郎君） 本日は何かとご多用中のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから令和元年第2回議会定例会開催に伴う議会運営委員会を開催いたします。

委員長挨拶

○委員長（関 誠一郎君） さて、本日の会議は来る6月11日火曜日に予定されております令和元年第2回議会定例会に提案される予定の案件及び一般質問等について確認をいただき、また会期日程等について審議を決定するものであります。

慎重なる審議と委員会運営には特段のご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

議長挨拶

○委員長（関 誠一郎君） なお、本日、小坪議長が出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思えます。

○議長（小坪 孝君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。

令和元年になりまして1カ月も過ぎてしまいまして、いよいよ第2回6月の定例会が間もなく開会されようとしております。本日は議会運営委員会に対しまして重要案件、慎重審議をよろしくお願ひいたしまして挨拶といたします。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

本日、菌部委員が欠席となっております。

協議事項

○委員長（関 誠一郎君） それでは審議に入ります。

（1）令和元年第2回議会定例会の運営についてを議題といたします。

最初に、①の議事日程（案）について事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、議事日程につきましてご説明申し上げます。

1 ページ、資料 1 の議事日程（案）をごらん願います。

日程第 1 につきましては、会議録署名議員の指名でございます。

日程第 2 は、会期の決定でございます。

定例会に係る案件は日程第 3 からでございます。

議案関係になりますが、日程第 3、承認第 1 号から日程第 19、発議第 1 号までの 17 件でございます。

次に、陳情第 2 号から陳情第 5 号の 4 件でございます。

最後に、報告関係でございます。日程第 24、報告第 27 号から日程第 42、報告第 45 号の 19 件となっております。

以上、本定例会に提案されます議案 16 件、発議 1 件、陳情 4 件、報告 19 件、合わせて 40 件でございます。

以上、議事日程についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりましたので、ここで議事日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

いかがでしょうか。進行してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、次に②の一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは説明いたします。

3 ページの資料 2 をお開きください。

今回の一般質問者につきましては、4 名の議員さんから通告がございました。

通告順に説明をいたします。

まず 1 人目といたしまして、4 番藤咲議員より通告がございました。質問は 4 項目でございます。質問内容は、記載されているとおりでございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

2 人目といたしまして、5 番片岡議員より通告がございました。質問は 2 項目でございます。質問の内容は、記載されているとおりでございます。

続きまして、5 ページをごらんください。

3 人目といたしまして、2 番加藤木議員より通告がございました。質問は 2 項目でございます。内容につきましては、記載されているとおりでございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

4 人目といたしまして、8 番河原井議員より通告がございました。質問は 5 項目ござい

ます。内容は、記載されているとおりでございます。

以上、今定例会の一般質問通告者は4名でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりました。

質問者は合計4人ということで、通告書のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） それでは、通告書のとおり4人ということで決定をいたします。

まず、藤咲議員より一般質問において配付資料を求められております。配付資料についてはどのようにしたらよろしいか。まず、議場席に当日配付するのか、藤咲議員が質問のときに書記より配付するのか、3番目に、事前に議案書に同封する等など、やり方があると思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。藤咲議員の、この写真ですね。

副委員長。

○副委員長（鯉淵秀雄君） これ同封すると言っても何か注釈つけないと、もらった人は意味がわからないでしょう。ただこの封筒に入れても。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員の一般質問のほうに入れてというような方法もどうかかなという話が多分……

○議長（小坪 孝君） これ2番の一般質問の資料説明……

○副委員長（鯉淵秀雄君） 現状の石塚小のこれとかということを入れればわかると思うんですが。これただ、ちょっともらっても、なかなか挟んでもらっても……

○委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 藤咲さんから、ちょっとまず説明いただいていたいいですか。写真の。

○委員長（関 誠一郎君） では、写真について説明していただけますか。

○委員（藤咲美美子君） 2番目の石塚小学校のプールについて質問をするんですけども、このプールのまず発端は、発端はいいとして、この写真を撮ったときに、まず危険な状態になっているのかどうかというのをちょっと石小に行って見てきたんですね。視察した内容なんです。この状況は、左上が足場のところですね。そこから飛び込んだりなんかできるところなんですけれども、非常に塗装の劣化が激しくて、素足で歩くのにはかなり危険だというような状況です。それから右側の3と書いてある水色に染まっているところは、これプールの中なんですけれども、水槽の中なんです。水が下のほうにたまっていますけれども、手を置くところが非常に汚くなっているし、カビもあるし、これを直してほしいということ。それから左下のほうも、これはもう周囲全部このような状態になっていまして、清掃する前だからかもしれないけれども、とにかく泥がたまってひどいと。この泥がたまってひどくなるのは、とりあえずどうにかなるにしても、とにかくこの泥を

洗うにしても、非常にジェットで洗ってしまったりすると、このはげがひどくなってしまうということで、なかなか手を加えられない、そういうこともあってこれを提示しました。

○委員（河原井大介君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（関 誠一郎君） わかりました。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） 議会の議場の中で配るというのも結構な手間になりますし、議会の運営委員の中で確認をして、議長がいらっしゃいますので、許可をいただければ封入という形で、今後はやり方的にはそういう形でもよろしいのではないかなと思います。

特別な議員が質問するに当たって必要な資料を既に封入しておいたほうが、質問の意図もわかるでしょうし、本質論としては危険だということをおっしゃるということなので、我々が確認し、また議長が許可をするということであれば、封入してもよろしいのではないかなというふうに思っています。

○委員長（関 誠一郎君） そうすると、この小学校のときの藤咲さんの質問のところに差し込むと。

○委員（河原井大介君） 差し込んでよろしいと思いますし、またほかの議員さんからあれば、議運のときには出してくださいというのも今後はスマートかなと。

○委員長（関 誠一郎君） 小林委員。

○委員（小林祥宏君） それで配られるのはわかるんだけど、この議運だけでどうこうと決める問題じゃないから、当日配付するならば、議長の許可を得て資料を出すんだから、そののがベターじゃないかと思うんだけど、最初からこういうことをやったら、ほかの問題もこれから出てくるよ、みんな資料を出すでしょうから。

○議長（小坏 孝君） では藤咲委員、今の小林さんのからいくと、一般質問が始まる前に説明資料を皆さんに配付したいという今まで慣例の中で許可をとって配付してもらうような形で。

○委員（藤咲美美子君） わかりました。

○議長（小坏 孝君） それでいいですね。

事前に一般質問、プールの質問に入る前に説明資料の配付をお願いしますという一言を言ってください。

○委員（藤咲美美子君） わかりました。

○議長（小坏 孝君） それでいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） そうすると書記より配付ということで、よろしく願いいたします。

それでは事務局、そのように準備をよろしく願いします。

次に、③会期日程（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○**議会事務局長（阿久津雅志君）** それでは、令和元年第2回議会定例会会期日程（案）につきましてご説明申し上げます。

7ページ、資料3をお願いいたします。

第2回議会定例会の開催につきましては、6月11日火曜日が初日となるところでございます。こちらの案は、会期を8日間で終了する日程案でございます。

まず、初日の11日火曜日は、提案理由の説明、陳情、委員会付託等を行いまして散会となる日程案となっております。

翌12日水曜日は、一般質問を予定しております。一般質問者は4名でございましたので、1日を予定したものでございます。

翌13日木曜日から17日月曜日は、議案調査及び議案整理といたしまして休会とし、18日火曜日には質疑、討論、採決、陳情、報告を受けまして、閉会と予定したものでございます。

なお、12ページに参考資料といたしまして昨年度の会期日程実績を添付してございます。

以上、令和元年第2回議会定例会の会期日程（案）としたものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**委員長（関 誠一郎君）** 説明が終わりました。会期日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

進行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（関 誠一郎君）** ありがとうございます。

会期につきましては、原案のとおり決定したいと存じます。

続いて、④陳情の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○**議会事務局長（阿久津雅志君）** それでは、陳情の取扱いについてご説明をいたします。

9ページ、資料4をお開きください。

今回の陳情の提出が4件ございました。

まず、陳情第2号でございます。陳情者は水戸市見川5-127-281、茨城県商工団体連合会会長、松澤博様です。陳情の趣旨でございます。

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税されております。消費税は生活費課税でございます。ところが、政府は10月の10%引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。今必要なことは消費税増税でなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。以上の趣旨から、引き上げ中止を求める意見書を提出して下さるよう陳情いたしますという内容でございます。

続きまして、陳情第3号になります。

11ページをお願いいたします。

陳情者は沖縄県那覇市銘苅1-3-36、ハピネス新都心2-302、新しい提案実行委員会、安里長従様ほか陳情人目録のとおり6名でございます。

陳情の要旨を読み上げます。

1、辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること、2、全国の市民が全責任を持って米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、統一した意識を持った国民的議論を行うこと、3番、国民的議論において沖縄以外の全国の全ての自治体を等しく候補地とし、1地域への一方的な押し付けとならないよう解決することを採択し、その旨の意見書を提出されたいという内容でございます。

続きまして、陳情第4号でございます。

15ページになります。

陳情者は東京都新宿区四谷2-8、全国青年司法書士協議会会長、半田久之様でございます。陳情の要旨でございますが、先ほどの陳情第3号と同じでございますので省略させていただきます。

続きまして、陳情第5号でございます。

18ページでございます。

陳情者は埼玉県川越市仙波町2丁目17-34、一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム理事長、仲村覚様でございます。陳情の要旨を読み上げます。

2008年に自由権規約委員会で琉球、沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべきという勧告が出て以来5回の同様の趣旨の勧告が出されました。沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、これについては単なる基地問題ではなく国際的少数民族の差別問題であると認識されているのです。私たちの祖国日本の永遠の団結と繁栄のため、日本政府に沖縄県民は先住民族という国連の誤った認識と勧告の撤廃を求める意見書の採択を求め陳情いたしますという内容でございます。

以上、簡単ではございますが内容の説明をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりました。

陳情の取扱いにつきましては、従来から各所管常任委員会に付託し審査を行っていただいております。今回も同様でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、陳情第2号から陳情第5号の4件については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

最後に、（２）その他であります、委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） きょう議案書をいただいたんですが、ちょっと報告を見ると、やや少しボリュームが多いし、その中身についてややわからないところも多いので、できれば全協が終わった後、ちょっと簡単な質疑応答ができるような報告の中身の説明と、ちょっとそういうことでこのような時間をいただきたいと思います。

もう1点なんです、この陳情なんですけれども、請願であれば、もちろん憲法で保障されていますのでいいんですが、陳情で、今回はいいと思うんですけれども、やや少し町の雰囲気とちょっと離れたような内容もあって、なかなか審議しづらい部分、つまりちょっと私なんかも勉強不足で大変恐縮なんです、これについて答えを出すというのが非常になかなか難しいときもあるのではないかと感じてまして、この陳情の、何でもかんでも、こういったものは大事な話だと思いますが、それ以外、郵送で送られてくるものとか、そういったそこら辺の精査ですかね、陳情をして議論するかどうかというのは、もうちょっと何か掘り下げて議論してもいいのかなという感じはしています。最近ちょっといろいろなものが多いので、そこら辺ちょっとお諮りいただければと思います。

○委員長（関 誠一郎君） 今、河原井委員から第1点目の議案書の中の最後の報告、その説明をしていただければというお話。これは議長の了解ではないのかな。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 議長の判断で、報告は議長が前回質疑なしという結論を出したんですが……

○議長（小坏 孝君） 今、初めて報告を見たら、これかなりボリュームが多いんだね、確かに。これ大事な河原井議員から見たら、内容が確かにわからないやつが報告で出されているし、プレミアム商品券だの全てやると、議員さんからそういう意見が出たことは必要だから出たんでしょうから、それはやりましょう。

○副委員長（鯉渕秀雄君） そうは言っても、前回報告については質疑はしませんが、議長がはっきりと議場で申し上げているんですね。

○議長（小坏 孝君） いつ。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 僕が手を挙げたときに。

○議長（小坏 孝君） それは大変申しわけなかった。やはり議会というのは生き物ですから、議員さんからそういう意見が出れば、報告はやはり説明したいと思います。わかりました。

○委員（藤咲芙美子君） 私もその報告については、やはり具体的にどれがどうなるかというようなことをもっと前からしてほしかったなというのがあつたんです。本当に報告は全部議員さんみんな考えてくださいと言われて、何がなんだかわからないみたいところでいつも流してしまったんじゃないかと思うんですね。これは非常にいい機会なので、報

告も少し議運の中でも簡単に説明してほしいというところです。

それに加えてもう一ついいですか。

議案についてなんですけれども、この議案について、ここの一番最初の概要の説明がありますよね。その説明をただけで、あとは慎重審議をお願いしますと言われているんです、いつも。でも、その中の何がどのくらい、どのように変わったのか、どこが一番ポイントなのか、町としては何が必要なのか、どこがどんなふうになら変わったのかというような経過ぐらいは執行部で説明していただきたいというのは感じているんです。いかがでしょうか。

○委員長（関 誠一郎君） 要するに議案について、もう少しすみ砕いて説明してほしいということですか。

○委員（藤咲芙美子君） はい。

○委員長（関 誠一郎君） これは質疑でやるしかないよね。質疑でやはり本人に聞いてもらうしかないのかな。

○委員（藤咲芙美子君） もう全部聞きたいんですけれども。

○委員長（関 誠一郎君） 全部聞いていいですよ。

○委員（藤咲芙美子君） いいですか、全部聞いて。

○委員長（関 誠一郎君） どうぞ。

これは聞けるんですか。

〔「聞けます」「そのために全協をやるわけだから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） それと戻りますけれども、河原井委員からあったこの陳情の郵送の取扱いについてというお話がありましたが、これはどうでしょう、皆さんのご意見を。

○副委員長（鯉渕秀雄君） これ郵送なんですか。郵送は受け付けないと言ったでしょう。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 前回、副委員長にお叱りを受けたから……

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから全部受け付ける。だけれども、地方自治法では郵送は受け付けないという決まりはない。

○議会事務局長（阿久津雅志君） だから全部今回出したんです。

○委員長（関 誠一郎君） 副委員長からその話が出たもので。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 結局はそうなんですよ。自治法では郵送の問題は受け付けませんなんていう理由はないですよ。だから自治法どおりでいけば、郵送であっても何であっても受け付けるんですよ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 前回お叱り受けたのでいろいろ調べたんですが、請願は憲法の法律に定められたもので、陳情というのは全然根拠がなくて、近隣全部調べますと、大体市になっているのは郵送は受け付けないと、町村になると何も規約がホームページ等でなくて、東海村は受け付けませんと書いてあって、この議会前になると茨城町、大

洗町、大子町、我々仲がいいのでお互いに電話し合うんですよ、どうなの、どうなのと。うちはこれ議長預かりなんだと、そういう情報交換をしつつ前回そういうことをしてお叱りを受けたので、ほかの市町村みたいに明確に、今こういう時代ですからインターネットでコピー、張り付けすれば、日本じゅうに全部流しちゃっているんですよ。ましてや陳情になると法的根拠も何もないので、受け付けなくたって何ら問題はないということなので、前回お叱りを受けたので、こういう議運の席で明確に。

○委員（小林祥宏君） これ請願と陳情と同等に取り扱っていたんですよ。それだから、今回だけは受け付けないとかじゃなく、一応これ受け付けちゃっているんだもの、ちゃんと。そうしたらこの次はどういうふうにするかだね。議長預かりとか、いろいろ継続中だとか、もう出てくるでしょう。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 議題に載せちゃうと、もう預かりできませんから。それで大洗さんは議運を開く前に請願・陳情をどうするか議運をまた開いているんですよ、載せるかどうか。今回みたいに議案書ができちゃえば、もうこれで土俵に乗っっちゃったから。だから事前に載せるか載せないかという判断は、受け付けた時点でルールが決まっていなくてということなんです。

○委員長（関 誠一郎君） それは今後やはりルールをちゃんと。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから結局自治法一辺倒では、なかなか議会というのは動かないということなんです。だから自治法と、あとその町村議会の慣例的なものをうまくかみ合わせながら運営していくというのが過去のやり方なんですよ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そうすると、うちの町はどうするか、今決めていただきたいんですが。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから、うちの町は郵送預かりということでなっていたわけでしょう。郵送の場合は受け付けしないと。

○議長（小坏 孝君） 今度は郵送は扱わないで、議長預かりにしちゃう。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 結局今度はいろいろなものがこれから入ってきちゃうよ。

○議長（小坏 孝君） だから、そういうのは議長預かりということで。

○委員長（関 誠一郎君） では今後、陳情の郵送に関しては議長預かりということで。

○委員（河原井大介君） ただ、1点だけなんです、陳情になるにしても、やはり町とか町民からの陳情については、それは優先的に議論したほうがいいとは思いますが、先ほどおっしゃったように、ちょっとそこら辺は議長預かりで確認していただきながら、町と直接関係ない感じのものについては議長をお願いします。

○委員（藤咲芙美子君） ちょっとその意見いいですか。

○委員長（関 誠一郎君） はい。

○委員（藤咲芙美子君） 確かに町の意見、河原井委員さんの言うことで確かに、もちろん重要なんですよ。町のことであれば重要なんです、この沖縄の問題というのは、私た

ちは避けて通れない問題ではないかと思うんです、同じ日本人として。こういうことがあり得るといふものを自分たちの身に置いて考えていくという必要もあると思うので、私たちは自分たちの身に置きながら、それを審議していかなくちやならないといふのは必要だと思うんです。

ですので、これを議長預かりにしてとかということではなく、議員としてどういう立場でどういふことを出していくのかという意見はやはりお互い審議していったほうがいいのかなと思うんですけれども、こういう難しい案件は議長預かりというふうな形にしてしまうと、今後やはりよくないんじゃないかと思うんです。ですので、しっかりと討議していただきたいと思います。

○委員長（関 誠一郎君） どうでしょう。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 要するに難しい案件云々じゃなくて、郵送のものについては議長預かりにしますよということなんです。内容じゃなくて郵送。だから、その点だけ誤解なく。

○委員長（関 誠一郎君） これを出したければ持参してくれば。

○委員（藤咲芙美子君） そんなに郵送って軽いものなんですか。

○委員（河原井大介君） 違うんです。請願は憲法で保障されていますけれども、陳情については規定がないんですね。

○委員（藤咲芙美子君） でも、今言ったじゃないですか、小林議員さん陳情も全部一緒だと。

○委員（河原井大介君） 今回はこれ受け付けているじゃないですか、議論できると思うんですよ。ただ議論の深まりが不可能なものだってあるわけですよ、中には。なかなか我々と密着しないところの中で、この4件はそうではないかもしれませんが、それ以外のものとかあるわけですよ。だから、それを一回精査して一回確認しながら、さらなる判断があるといふのは、少し緩みがあったほうがいいじゃないかという話です。

○委員（藤咲芙美子君） 議長預かりにして議員が何も協議できないといふか……

○委員（河原井大介君） そうするわけじゃないです。

○委員（藤咲芙美子君） ということではないですね。

○委員（河原井大介君） もちろん。そうではなくて、余りがちっと陳情を受けたら全部やるというふうなやり方は、なかなかそぐわないんじゃないかといふ、そぐわない可能性もあるんじゃないかといふことです。

○委員（藤咲芙美子君） 民主的な運営でお願いしたいと思いますけれども。

○委員長（関 誠一郎君） ご理解いただきたいと思います。

次に、執行部または事務局から何かありましたら。

副委員長。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 先日、特別委員会の開催があったんですが、私もちょっと傍

聴に来て、町として違和感を感じたことがあるんです。そこでちょっと局長の見解をお聞きしたいと思うんですが、いわゆる特別委員会、議決案件ですので、その議決をされた以前の問題の疑義を正すというのがやり方じゃないのかなと思うんですよ。ということは、今期の随契の問題まで証人喚問に入るということは、ちょっと違和感があるような気がするんですが、局長どういうふうに感じていますか、この辺。

○委員長（関 誠一郎君） 事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ちょっと難しいですね。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 委員長いいですか。

○委員長（関 誠一郎君） はい。

○副委員長（鯉淵秀雄君） ただ、このような形で継続的な特別委員会の開催があるとするならば、来年度も恐らくまた随契という問題が出てきますので、恐らくこの特別委員会を閉じることができなくなっちゃうと思うんです。これ疑義があるということで。

だから、いわゆる議決案件があった前の疑義を正すという形にしてほしいなと思うんですが、これ委員長も同席なんです。

○委員長（関 誠一郎君） 私らは百条委員会を閉じていませんので、中間報告はしているけれども結果報告は。ただ私は単純に継続という判断でいましたから。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから、その継続はわかるんです。継続されているということは期をまたいで継続していることはわかっています。その中で、要するに議決前の疑義、これを正すのが特別委員会だと思うんです。議決以降の問題の疑義を正すというのは、ちょっと違和感を感じていますので、年度を超えたものですね。おのおの議決の後の問題を調査するというのは、ちょっと感じるんですが、その辺の判断をどうするのか。ちょっとこれ局長、事務運営をつかさどる身ですから、いいのか悪いのかちょっと聞きたいなと思っているんですが。

○議会事務局長（阿久津雅志君） すみません、裁判官のように決断を下せないのだからなんです……

○委員（河原井大介君） 委員長、いいですか。

基本的に物事は流動的に流れていることですので、それに対しては、過去の問題と行政事務においてさまざまな諸問題があらわれている。その中において百条委員会が調査義務を公式にいただいている以上、それが必ず次の段階とつながっていた場合、それに対して確認作業をすることができます。ですから、それについては百条委員会として公式の見解を後ほど挙げさせていただければと思うんですけれども。

○副委員長（鯉淵秀雄君） わかりました。じゃ後で見解を挙げてください。

○委員長（関 誠一郎君） 片岡委員。

○委員（片岡藏之君） 今の特別委員会の話ですけれども、鯉淵副委員長が言ったように、やはり議決をした時点の以前の問題、その問題の疑義を正すということはいいことだと思

うんですけれども、その議決が終わってからのものに関して、それを特別委員会があるからといって、それを引っ張っていくということは、これは特別委員会の趣旨が余りにも膨らみ過ぎちゃって、変な方向にいつちゃうんじゃないですか、これは。

○委員長（関 誠一郎君） 膨らんでいないでしょう、百条委員会は。膨らんでない、変な方向に向いている。ただ継続で終わらない問題だけであって……膨らんでないでしょう、何も。

○委員（片岡藏之君） 膨らんでいるでしょう。今年の予算に対してもまだやっているわけだから……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 要するに副委員長が見解をだしてくれるということですから、それでもってまた議論しましょう。

○議長（小坏 孝君） それ片岡さん、私議長から言わせると、執行部に対して河原井委員がホーリーホックとの協定書を見直してくださいという一般質問の中で百条の副委員長という形で一般質問をやって、執行部は見直しますという回答をもらってやっているし、12月の定例会で債務負担行為を、随契はしないようにという形で債務負担行為を認めたんですよね。それで入札ができる年月日で、要するに12月に認めて、要するに1月あたりに入札をやって、2月、3月にはやはり業者の引き継ぎもできるような形で、12月に債務負担行為を議会としては認めているんですよね。

そういう形で3月まで何ら何もやらないで、要するにその随契をやってしまったという形の中で、やはり今年度の新たな事業のやつじゃなくて、30年度に債務負担行為をもらって出してあるやつの百条ですから、そこら辺ご理解いただければなと私は思うんですけれども。31年度の債務負担行為じゃないですから。30年度に債務負担行為を認めていて、やはり30年度に百条委員会が設置されている案件ですので、それはやはり正しいのかなと私は判断しています。

○委員（片岡藏之君） 委員長、いいですか。

○委員長（関 誠一郎君） はい。

○委員（片岡藏之君） そうしたら副町長は関係なくなるでしょう。

○議長（小坏 孝君） なんで副町長が関係ないの。

○委員（片岡藏之君） 副町長が証人で呼ばれたということ。副町長は1月時点での就任であるわけだから……

○議長（小坏 孝君） なんで1月の話で、1月の就任だから関係ないという話はどうかと思うんだけれども。

○委員（河原井大介君） 今、片岡さんがおっしゃっているのはマネジメントの話なんですか。行政内部の行政内に立った立場のマネジメントの話なんですね。我々は議会という政治的な判断の中での活動なんですよ。それを認めてもらっているわけです。ですから、政治判断と行政マネジメントの話は一緒くたにしちゃできないんです。関連性はもちろん

ありますが、そこは一緒くたにはできないですね。ですから、我々が言っているのは政治的な公式見解を出しますよと言っているわけです。

○議長（小唄 孝君） 私が言っているのは30年度の債務負担行為の中から30年度の3月ぎりぎりに随契をやっているから、それは百条の中では、要するに30年度の3月の契約の案件だから、これは4月、5月に契約しているならば、鯉淵副委員長の言うような形も認められると……

○副委員長（鯉淵秀雄君） 議長が言っているのは特別委員会と全く別の次元の話でしょう。特別委員会として、町長に対して債務負担行為を認めて、その入札をやりなさいよと言った。言ったから、これは認められるんだよという見解でしょう。

○議長（小唄 孝君） 契約したのは30年度の何月ですか。30年度だよ。31年度で契約したのは。30年度の何月かに契約しているんだよ、3月ぎりぎり。債務負担行為を認めてもらっているから、奥野谷浜と契約したのは30年度の3月のぎりぎりに今年度31年度の契約をしたんでしょと私は言っているんだけど。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 違います。31年度の契約ですよ。

○議長（小唄 孝君） 31年度の契約だけでも、奥野谷浜と契約したのは30年度の、年度でいけば債務負担行為を見てあるから30年度の3月ぎりぎりに契約しているでしょうと言っているの。

○委員（小林祥宏君） いずれにしても委員長、百条委員会の審議をしているんじゃないんだから、議長は百条委員にはなっていないんだから、それはオブザーバーだから余りそこをやっちゃうとおかしくなっちゃう。

○議長（小唄 孝君） 私が認めて……

○委員（小林祥宏君） 百条委員会の調査のことで審議しているんじゃないんだから。

○議長（小唄 孝君） 違う、百条委員会も認めているんだから……でも、30年度の3月だよ、いつ契約したの、4月になってからか。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 議長、いつであっても、要するにそれは議決以降の問題でしょうと言っているんだよ。

○議長（小唄 孝君） 議決以降って何。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 特別委員会の。

○議長（小唄 孝君） 議決したのは30年度の12月に債務負担行為を見ているでしょうと言っている。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 違う、特別委員会が設立した時期、それは30年度の6月臨時会ですよ。だから、それ以前の問題の疑義をただすのが特別委員会のあり方でしょうと僕は言っているわけ。

○議長（小唄 孝君） だから30年度の百条委員会だから30年度に契約したんだから、それはセーフでしょうと言っている。

- 副委員長（鯉渚秀雄君） セーフじゃないでしょう、それ以降の問題だから。
- 委員長（関 誠一郎君） 議会運営委員会です。
- 議長（小坏 孝君） 大曾根君、契約は奥野谷浜と何月何日にしたの。31年度の4月に契約したの。
- まちづくり戦略課長（大曾根直美君） いや違います。31年の3月だったと思いますけれども。
- 議長（小坏 孝君） 年度会計は締めはいつ、城里町は。
- まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 予算上は31年度の予算で契約、30年度の予算ではありません。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（関 誠一郎君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。
総務課長。
- 総務課長（鯉渚和己君） 2点ほどあるんですけれども、追加議案をお願いしたいと思います。議案の名称が工事請負契約の締結についてということで、内容につきましては、城里町防災情報伝達システム整備（防災行政無線のデジタル化）工事です。こちらにつきましては、プロポーザル方式をとりまして、契約の候補者が今決まったところで細部を詰めている段階です。議会の最終日までには仮契約を結んで、ご承認いただきたく、議会のほうに追加として提案したいと思います。
- それともう1点が、農業再生協議会の生産調整対策補助に係る事務返還手続について農業政策課から報告があります。どの時点で出せばよろしいか、お諮りいただければと思います。よろしくをお願いいたします。
- 委員長（関 誠一郎君） 今、報告の時期なんですけれども、どのように受けたらいいのかわかるのか。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 意味がちょっとよくわからないんですけども、報告とは。
- 総務課長（鯉渚和己君） 農政の精算ができたみたいなので報告をしたいということです。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） その報告だけ。
- 総務課長（鯉渚和己君） はい。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 報告だけだったら控室でもなんでも構わない……
- 委員長（関 誠一郎君） それは文書で配付できるの。
- 総務課長（鯉渚和己君） できると思います。
- 議長（小坏 孝君） 文書で何月何日に返還といただけますか。そういう形で確認できれば。全協の朝のうちにも配ってください。個人的には、あとは説明を受けたい人は農政課のほうで説明を受ければいいんじゃないの。
- 委員（藤咲芙美子君） 委員長。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） そういう大事なことは文書でいくというだけじゃなくて、やはりきちんと議員全員に説明すべきだと思うんです。だから、それは全協のときでもどちらでもいいんですけれども、とにかくきちんと説明はしていただきたいと思います。その説明する中で疑問を持ったときには、やはり討議しなければならないと思うんですけれども、質疑もできます。

○議長（小塚 孝君） わかりました。じゃ報告で、先ほど説明を受けるような機会が今回できましたので、そのときにあわせて説明をいただくことにします。それでよろしいですか。

○委員（藤咲芙美子君） お願いします。

○委員長（関 誠一郎君） 執行部でほかに。
財務課長。

○財務課長（山崎秀樹君） 今回の議案に入っています基金の廃止の条例なんですけど、4つほどあると思うんですけれども、その概要について全協の報告のときに一緒にいくか、1枚のペーパーを概要についてという状況を、4年ぐらいまでの基金の積み立ての状況、それをペーパーとして渡したいと思うんですが、説明も含めて。

○委員長（関 誠一郎君） では、それは報告の前に一緒に説明でよろしいですか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） そのようにお願いします。

○財務課長（山崎秀樹君） そうすると条例を検討するときには、順序としては後回しになっちゃいますけれども。

○議長（小塚 孝君） あれ大使の変更で、ちょっと確認したいんだけど、しろさと大使は選考委員会があるんだけど、PR大使だとかいろいろなあれが全然大使の選考委員会にはならないで、いろいろPR部長とか何とかだというのが全然議会にも報告がなく、いつの間にかそういう人選されているという形があるんだけど、それはどういう形で選んでいるのか。

○委員長（関 誠一郎君） ちょっと話を戻します。
基金の議案のときに説明はするよね。

○財務課長（山崎秀樹君） します。説明というか本当に簡単な説明になってしまうので、こういった概要ですか、取り崩しとか内容が恐らく散漫になってしまうのかなど。

○委員長（関 誠一郎君） そのときに議長、その文書を皆さんに配付したらどうですか。議案のときに。

○財務課長（山崎秀樹君） 一番最初の基金の廃止の条例のときに配るということですね。

○委員長（関 誠一郎君） ということでどうですか。

○議長（小塚 孝君） その前に精査したほうがいいんじゃないの。

○委員長（関 誠一郎君） ただ全協で聞いただけではね。やはりこっちの議案書の内容の文書と整合性を合わせた中で皆さんに判断をあおいだほうがいいような気がしますが、どうでしょうか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そうしたら全協で議案の説明を始めるときに、議案32号からずっと説明が始まって、途中でストップして配付という流れですか。

○委員長（関 誠一郎君） そのほうがわかりやすいと思う。

〔「最初から」と呼ぶ者あり〕

○委員（小林祥宏君） それ議案ではないんでしょう。

○委員長（関 誠一郎君） 議案です。

○委員（小林祥宏君） 議案で、その前段に内容を参考で説明するというの。

○財務課長（山崎秀樹君） 議案名、提案理由の中に書いてあるとおりの説明で拝見しますという形になるんですけども、ただ具体的なものは数字というのが入ってこないの、そういったものをあわせて皆さんに渡しておけば……

○委員長（関 誠一郎君） だから議案のときにあの書類を配付していただければわかりやすいでしょう。

○委員（小林祥宏君） その辺はどっちでも。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 町長が出てきて、もう議案説明がずっと始まっているんですよ、だからその前。

○委員長（関 誠一郎君） じゃ始まるときに配付、すみませんが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） では、そのようにお願いします。

ほかに執行部からあれば、ないですか。

では事務局から。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 事務局から4点ございます。

まず1点目、改元に伴う定例会の呼称についてでございます。既にこの議案書は令和元年第2回と書いてはございますが、一応すみません、後追いですが説明になります。

参考資料ということで資料をつけてございます。全国町村議会議長会から改元に伴う定例会の呼称等に関する本会の考え方ということで通知が来てございます。

資料をめくりまして2ページ、クエスチョンの2番、ここに基づいて今回この令和元年第2回という名称にしました。改元は、これ2月に来ている文書ですので、この文書は〇〇、令和という名前がなく〇〇となっていますが、改元後の6月定例会は〇〇元年第1回定例会と呼称すればよいかという問いに対して、アンサー2といたしまして、町村議会の運営に関する基準1により、暦年更新とされているため6月定例会は〇〇元年第2回〇〇町議会定例会と呼称すると、これに基づきまして今回、令和元年第2回議会定例会という

呼称を使っていますので、よろしくお願ひいたします。

それから2点目でございます。議場で書記の配置についてでございます。昨年度までは議場での書記の配置は演台前に藤田さん、書記1名が、それからマイクの操作、カメラの操作で1名が後ろに配置しておりましたが、このたび事務局職員の配置換えが4月にありまして、議場の機械操作を覚えるためにも書記2名をマイク、機械操作の2名配置にしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それから3点目、議会運営委員会の研修について、昨年では東京日帰りということで視察を議運といたしまして行っております。今年度の議会運営委員会研修の時期、視察先についてご審議いただきたいと思ひます。

それから最後でございます。毎回、定例会の最終日に行っております閉会後の議会運営委員会の所掌事務調査についてご審議いただきたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりました。

まず、研修についてどのようにしたらいいか、またご意見があればお伺ひしたいと思います。

正副委員長にお任せしていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

続いて、閉会中の所掌事務調査についてですが、これは前回と同じように行うということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） では、そのように研修会については正副委員長、そして所掌事務については前回と同様ということで決しました。

閉 会

○委員長（関 誠一郎君） ここで全議案につきまして審議を終了いたしました。

ここで閉会に当たりまして、鯉淵副委員長より挨拶をいただきます。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 短時間ではありましたが、中身の濃い慎重審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。大変ご苦労さまでございました。

午後 2時50分閉会